

千葉県報

定例
令和6年3月15日

主要目次

○	規 則	千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	一
○	告 示	令和四年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領	一
○		土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	一
○		土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	二
○		保安林の指定	二
○		令和五年千葉県告示第百八十八号の一部を改正する告示	二
○		特定水産資源（くるまぐろ（大型魚））の採捕の停止をする場合に該当しなくなつたと認める旨の告示	二
○		道路の供用開始	二
○		公有水面埋立免許	三
○		土砂災害警戒区域の指定（二件）	三
○		土砂災害特別警戒区域の指定（二件）	九
○		都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第三条第一項の規定による土地の区域の指定	四
○		都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	四
○		選挙管理委員会告示	五
○		柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決（三件）	五
○	公 安 委 員 会 告 示	警備員等の検定の実施（二件）	一五
○		警備員検定合格者審査の実施	一七
○	公 告	宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告	一九
○		公共測量の実施（八件）	一九
○		都市計画汚物処理場の関係図書の縦覧	二〇
○		都市計画地区計画の関係図書の縦覧	二〇
○		都市計画公園の関係図書の縦覧	二〇
○	特 定 調 達 公 告	落札者等の公告	二〇

規 則

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月十五日

千葉県規則第七号

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県環境保全条例施行規則（平成七年千葉県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二六価クロム化合物の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号）第十九条第一項第一号に規定する特定施設を設置し、又は設置の工事に着手している工場又は事業場から同項第二号に規定する公共用水域に排出される水の六価クロム化合物についての排水基準（同条例第二十条第一項に規定する排水基準をいう。）は、この規則の施行の日から六月間は、改正後の千葉県環境保全条例施行規則第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

千葉県告示第百五十二号

令和五年十二月定例県議会の議決を経た令和四年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領を、その認定に関する議会の議決及び監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。
令和六年三月十五日

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 決算の認定に関する議会の議決 認定

二 決算の要領及び監査委員の意見 別冊のとおり

千葉県告示第百五十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定

する。

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 八千代市緑が丘西七丁目一番三の一部(別図のとおり)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 当該区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定
(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百五十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 八千代市緑が丘西七丁目一番二及び一番三(別図のとおり)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。
令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 保安林の所在場所 南房総市和田町布野字柄井後二九番一、二九番二、二九番四
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び南房総市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百五十六号

令和五年千葉県告示第百八十八号(知事管理漁獲可能量)の一部を次のように改正する。
令和六年三月十五日

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 1中「七八・四トン」を「七九・六トン」に改め、一2の表四の項中「二・六トン」を「二・八トン」に改め、同表八の項中「二八・九トン」を「二九・四トン」に改め、同表十二の項中「一三・七トン」を「一三・九トン」に改め、同表十三の項中「一七・二トン」を「一七・五トン」に改める。
- 二 1中「四四・三トン」を「五三・六トン」に改め、二2の表四の項中「三一・四トン」を「三九・九トン」に改め、同表五の項中「三・六トン」を「四・四トン」に改める。

千葉県告示第百五十七号

特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則(令和二年千葉県規則第六十九号)第三条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第一項の規定により定めた千葉県資源管理方針に基づく千葉県くろまぐろ(大型魚)定置漁業におけるくろまぐろ(大型魚)の漁獲量の総量が、令和五年千葉県告示第三百二十六号により告示した同法第三十三条第二項第一号に掲げる場合に該当しなくなつたと認める。

千葉県告示第百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和六年三月九日午後四時から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和六年三月十五日から三週間、縦覧に供する。
令和六年三月十五日

路線名	千葉県知事 熊谷 俊人
一般国道三百五十六号	香取郡東庄町新宿字鹿折二、二二三番二地先から笹川い 字一番洲六、九〇四番二地先まで

千葉県告示第百五十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面の埋立について次のとおり免許した。

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 埋立免許年月日

令和六年三月十五日

二 埋立免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

名称 千葉県

住所 千葉市中央区市場町一番一号

代表者の氏名 千葉県知事 熊谷俊人

代表者の住所 千葉市中央区都町一丁目七番一号

三 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置 銚子市川口町二丁目六、五三二番一及び黒生町七、四〇〇番一地先の公有水面

(二) 区域

(1) 区域 1

次の①の地点と②の地点とを直線で結んだ線、②の地点と③の地点とを結ぶ昭和六十三年十二月六日付け千葉県河指令第二十五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(令和四年の秋分の満潮位(C・D・L・十一・三四メートル)より決定)及び平成十二年五月十二日付け千葉県河海指令第一号の三でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(令和四年の秋分の満潮位(C・D・L・十一・三四メートル)より決定)、③の地点から⑥の地点までを順次直線で結んだ線並びに⑥の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 公共基準点「一〇B四七」三級基準点(北緯三五度四四分一六秒、東経一四〇度五二分〇〇秒)から一一一度三五分三二秒一〇五・四二メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二四〇度五九分三三秒一・二二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一五〇度五八分一二秒三四七・〇〇メートルの地点

- ④の地点 ③の地点から六〇度五七分三一秒五・五九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三三〇度五九分三三秒二七三・〇〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二四〇度五九分三三秒四・五〇メートルの地点

(2) 区域 2

次の⑦の地点と⑧の地点とを直線で結んだ線、⑧の地点と⑨の地点とを結ぶ平成十二年五月十二日付け千葉県河海指令第一号の三でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(令和四年の秋分の満潮位(C・D・L・十一・三四メートル)より決定)、⑨の地点と⑩の地点とを直線で結んだ線及び⑩の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ⑦の地点 公共基準点「一〇B四七」三級基準点(北緯三五度四四分一六秒、東経一四〇度五二分〇〇秒)から一四三度四二分五二秒五六三・七二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二四一度一分一四秒五・五三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一五〇度五八分八秒五五・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から六〇度四五分一二秒五・四七メートルの地点

2 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置 銚子市川口町二丁目六、五二九番一、六、五三二番一及び黒生町七、四〇〇番一地先の公有水面及び陸域

(二) 区域 次のアの地点からエの地点までを順次直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 公共基準点「一〇B四七」三級基準点(北緯三五度四四分一六秒、東経一四〇度五二分〇〇秒)から八〇度一〇分一三秒九〇・七二メートルの地点
- イの地点 アの地点から二四〇度五六分一四秒六四・二七メートルの地点
- ウの地点 イの地点から一五〇度五九分四八秒六〇九・三七メートルの地点
- エの地点 ウの地点から六〇度五三分三八秒六四・二七メートルの地点

(三) 面積 三九、一六二・一九平方メートル

四 埋立地の用途及び面積

岸壁用地 一、九三一・六六平方メートル

千葉県告示第百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

赤井町一	生実町一一	生実町一〇	生実町九	生実町八	生実町七	生実町六	星久喜町三	仁戸名町六	仁戸名町五	松ヶ丘町一	今井町一	宮崎町七	宮崎二	亥鼻七	亥鼻六	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
次の図面に示す区域	千葉市中央区生実町及び今井町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区生実町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区生実町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区生実町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区生実町及び南生実町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区生実町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区星久喜町及び矢作町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区仁戸名町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区仁戸名町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区松ヶ丘町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区今井町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区宮崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区宮崎二丁目及び宮崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区亥鼻二丁目及び市場町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区亥鼻一丁目、亀岡町及び矢作町の区域のうち、次の図面に示す区域			急傾斜地の崩壊	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	
白旗五	白旗四	南生実町二	南生実町一	都町九	都町八	登戸二	登戸一	椿森一	大巖寺町六	大巖寺町五	大巖寺町四	川戸町一	千葉寺町二	千葉寺町一					
千葉市中央区白旗三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区白旗一丁目、宮崎二丁目及び南町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区南生実町及び緑区おゆみ野中央一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区南生実町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区都町一丁目及び道場南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区都町六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区登戸五丁目、稲毛区緑町二丁目及び美浜区幸町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区登戸三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区椿森五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区大巖寺町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区大巖寺町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区大巖寺町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区川戸町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区千葉寺町及び葛城一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区千葉寺町及び末広二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域					
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	

浪花町一	幕張本郷四	幕張本郷三	幕張町一〇	幕張町九	幕張町八	幕張町七	長作町一九	長作町一八	長作町一七	朝日ヶ丘一	宮野木台一	横戸町二	横戸町一	矢作町一
千葉市花見川区浪花町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区幕張本郷四丁目及び幕張町二丁目、次の図面に示す区域	千葉市花見川区幕張本郷七丁目、幕張町二丁目及び幕張本郷四丁目、次の図面に示す区域	千葉市花見川区幕張町四丁目及び武石町一丁目、次の図面に示す区域	千葉市花見川区幕張町三丁目、幕張町四丁目、次の図面に示す区域	千葉市花見川区幕張町三丁目及び幕張町四丁目、次の図面に示す区域	千葉市花見川区幕張町二丁目、幕張本郷三丁目及び幕張町一丁目、次の図面に示す区域	千葉市花見川区長作町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区長作町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区長作町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区朝日ヶ丘三丁目、次の図面に示す区域	千葉市花見川区宮野木台一丁目、次の図面に示す区域	千葉市花見川区横戸町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区横戸町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区矢作町及び亥鼻一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
小仲台五	小仲台四	小仲台三	作草部町一	園生町一	園生町一〇	園生町九	稲毛東二	稲毛東一	稲毛町四	稲毛町三	稲毛町三	花島町六	犢橋町九	
千葉市稲毛区小仲台七丁目及び小中	千葉市稲毛区小仲台五丁目及び園生町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市稲毛区小仲台一丁目、次の図面に示す区域	千葉市稲毛区作草部町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市稲毛区園生町及びあやめ台の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市稲毛区園生町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市稲毛区園生町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市稲毛区稲毛東四丁目、稲毛東五丁目、稲毛東六丁目及び稲毛東二丁目、次の図面に示す区域	千葉市稲毛区稲毛東二丁目、稲毛東五丁目及び稲毛東四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市稲毛区稲毛町五丁目及び美浜区稲毛海岸五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市稲毛区稲毛町五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市稲毛区稲毛町、稲毛東一丁目、稲毛一丁目、黒砂四丁目及び稲毛東二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区花島町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区犢橋町の区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

鷺沼台一	鷺沼五	鷺沼四	鷺沼三	花咲一	屋敷一二	屋敷一一	屋敷一〇	屋敷九	屋敷八	上大和田町一	北谷津町七	天台二	小仲台六	台八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
習志野市鷺沼台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市鷺沼二丁目及び津田沼三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市鷺沼五丁目及び袖ヶ浦五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市鷺沼二丁目、鷺沼台三丁目及び鷺沼台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市花咲二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市屋敷三丁目、本大久保五丁目及び屋敷四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市屋敷三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市屋敷二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市屋敷二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市屋敷一丁目及び千葉市花見川区幕張町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市緑区上大和田町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区北谷津町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市稲毛区天台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市稲毛区小仲台九丁目及び小仲台町の区域のうち、次の図面に示す区域	台八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
本大久保三	藤崎九	藤崎八	藤崎七	津田沼五	谷津四	谷津三	谷津二	谷津一	新栄四	新栄三	実籾一〇	実籾九	鷺沼台二	ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
習志野市本大久保三丁目及び本大久保二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市藤崎五丁目及び船橋市三山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市藤崎四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市藤崎三丁目及び船橋市前原東六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市津田沼二丁目及び津田沼四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市谷津二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市谷津二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市谷津五丁目及び谷津四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市谷津二丁目及び谷津町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市新栄一丁目及び船橋市三山九丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市新栄一丁目、実籾六丁目及び船橋市三山九丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市実籾五丁目及び実籾六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市実籾五丁目及び実籾六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市鷺沼台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

<p>千葉県告示第百六十一号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。 令和六年三月十五日</p>		<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
猿山一	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
猿山二	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
猿山三	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
猿山五	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
本大久保四	示す区域	急傾斜地の崩壊	
実籾本郷三	習志野市実籾本郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
村上七	八千代市村上、村上南五丁目及び村上南一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
村上八	八千代市村上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
村上南一	八千代市村上南一丁目及び村上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
大和田一	八千代市大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
米本六	八千代市米本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
島田六	八千代市島田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
猿山六	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
猿山七	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
猿山八	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
滑川四	成田市滑川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
滑川五	成田市滑川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
西大須賀一	成田市西大須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
西大須賀二	成田市西大須賀及び滑川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
西大須賀三	成田市西大須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
西大須賀四	成田市西大須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
西大須賀五	成田市西大須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
西大須賀六	成田市西大須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
大竹一六	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
大竹一七	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
大竹一八	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
大竹一九	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
大竹二〇	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
大竹二一	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	

北羽鳥一六	成田市北羽鳥及び南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北羽鳥一七	成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北羽鳥一八	成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北羽鳥一九	成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北羽鳥二〇	成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北羽鳥二一	成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北羽鳥二二	成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北羽鳥二三	成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竜台一	成田市竜台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竜台二	成田市竜台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下福田三	成田市下福田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下福田四	成田市下福田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下福田五	成田市下福田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高岡一	成田市高岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
佐野一	成田市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
佐野二	成田市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎三	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松崎四	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上福田一	成田市上福田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上福田二	成田市上福田及び大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
新妻六	成田市新妻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
新妻七	成田市新妻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大菅一	成田市大菅の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長沼三	成田市長沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長沼四	成田市長沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南羽鳥八	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南羽鳥九	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南羽鳥一〇	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南羽鳥一一	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南羽鳥一二	成田市南羽鳥及び北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南羽鳥一三	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南羽鳥一四	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南羽鳥一五	成田市南羽鳥及び長沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宝田三九	成田市宝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宝田四〇	成田市宝田及び松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

宮野木台一	横戸町二	横戸町一	矢作町一	白旗四	南生実町二	南生実町一	都町八	登戸二	登戸一	椿森一
千葉市花見川区宮野木台一区域	千葉市花見川区横戸町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区横戸町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区矢作町及び亥鼻一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区白旗一丁目、宮崎二丁目及び南町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区南生実町及び緑区おゆみ野中央一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区南生実町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区都町六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区登戸五丁目、稲毛区緑町二丁目及び美浜区幸町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区登戸三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市中央区椿森五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
稲丘町三	花島町六	横橋町九	浪花町一	幕張本郷三	幕張町一〇	幕張町九	幕張町八	幕張町七	長作町一七	
東一丁目、稲毛一丁目、黒	千葉市稲毛区稲丘町、稲毛区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区横橋町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区浪花町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区幕張本郷四丁目、幕張町二丁目及び幕張本郷七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区幕張町四丁目及び武石町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区幕張町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区幕張町三丁目及び幕張町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区幕張町二丁目、幕張本郷三丁目及び幕張町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区長作町の区域のうち、次の図面に示す区域	丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	

小仲台六	小仲台五	小仲台四	作草部町一	園生町一	園生町一〇	稲毛東二	稲毛東一	稲毛町四	稲毛町三
千葉県稲毛区小仲台九丁目	千葉県稲毛区小仲台七丁目及び小仲台八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県稲毛区小仲台五丁目及び園生町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県稲毛区作草部町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県稲毛区園生町及びあやめ台の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県稲毛区園生町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県稲毛区稲毛東四丁目、稲毛東五丁目、稲毛東六丁目及び稲毛東二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県稲毛区稲毛東二丁目、稲毛東五丁目及び稲毛東四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県稲毛区稲毛町五丁目及び美浜区稲毛海岸五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県稲毛区稲毛町五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

鷺沼台二	鷺沼台一	鷺沼四	鷺沼三	屋敷一二	屋敷一〇	屋敷九	屋敷八	上大和田町一	北谷津町七
習志野市鷺沼台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市鷺沼台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市鷺沼五丁目及び袖ヶ浦五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市鷺沼二丁目、鷺沼台三丁目及び鷺沼台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市屋敷三丁目、本大久保五丁目及び屋敷四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市屋敷二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市屋敷二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	習志野市屋敷一丁目及び千葉市花見川区幕張町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県緑区上大和田町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県若葉区北谷津町の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

新栄三	習志野市新栄一丁目、実籾六丁目及び船橋市三山九丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新栄四	習志野市新栄一丁目及び船橋市三山九丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
谷津一	習志野市谷津二丁目及び谷津町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
谷津三	習志野市谷津二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
谷津四	習志野市谷津二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藤崎七	習志野市藤崎三丁目及び船橋市前原東六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本大久保三	習志野市本大久保三丁目及び本大久保二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
実籾本郷三	習志野市実籾本郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
村上七	八千代市村上、村上南五丁目及び村上南一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
村上八	八千代市村上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米本六	八千代市米本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
島田六	八千代市島田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

〔「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉県土木事務所に備え置

いて縦覧に供する。〕

千葉県告示第百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
猿山一	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
猿山二	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
猿山三	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
猿山四	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
猿山五	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
猿山六	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
猿山七	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
猿山八	成田市猿山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
滑川四	成田市滑川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
滑川五	成田市滑川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西大須賀一	成田市西大須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西大須賀二	成田市西大須賀及び滑川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

北羽鳥二三	北羽鳥二二	北羽鳥二一	北羽鳥二〇	北羽鳥一八	北羽鳥一七	北羽鳥一六	大竹二一	大竹二〇	大竹一九	大竹一八	大竹一七	大竹一六	西大須賀六	西大須賀五	西大須賀四	西大須賀三
成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市北羽鳥及び南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市西大須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市西大須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市西大須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市西大須賀の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
長沼四	長沼三	大菅一	新妻七	新妻六	上福田二	上福田一	松崎四	松崎三	佐野二	佐野一	高岡一	下福田五	下福田四	下福田三	竜台二	竜台一
成田市長沼の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市長沼の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大菅の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市新妻の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市新妻の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市上福田及び大竹の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市上福田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市高岡の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市下福田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市下福田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市下福田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市竜台の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市竜台の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備えて縦覧に供する。）

南羽鳥八	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
南羽鳥九	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
南羽鳥一〇	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
南羽鳥一一	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
南羽鳥一二	成田市南羽鳥及び北羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
南羽鳥一四	成田市南羽鳥の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
南羽鳥一五	成田市南羽鳥及び長沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
宝田三九	成田市宝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
宝田四〇	成田市宝田及び松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
宝田四一	成田市宝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
宝田四二	成田市宝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
宝田四三	成田市宝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
宝田四四	成田市宝田及び松崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
宝田四五	成田市宝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり

千葉県告示第百六十四号

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成十三年千葉県条例第三十八号）第三条第一項の規定により、土地の区域を次のとおり指定する。
なお、この告示は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	土地の区域
袖一	袖ヶ浦市久保田及び代宿の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖二	袖ヶ浦市神納、蔵波、久保田及び飯富の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖三	袖ヶ浦市神納の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖四	袖ヶ浦市奈良輪及び坂戸市場の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖五	袖ヶ浦市坂戸市場の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖六	袖ヶ浦市坂戸市場及び神納の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖七	袖ヶ浦市神納及び飯富の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖八	袖ヶ浦市大曾根及び野田の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖九	袖ヶ浦市大曾根、勝及び岩井の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一〇	袖ヶ浦市下泉及び岩井の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一一	袖ヶ浦市永地及び下泉の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一二	袖ヶ浦市横田の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一三	袖ヶ浦市大鳥居の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域
袖一四	袖ヶ浦市横田の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域

<p>袖一五 袖ヶ浦市横田、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、戸国飛地及び百目木飛地の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域</p> <p>袖一六 袖ヶ浦市三箇、野里、百目木、横田、堂谷及び戸国飛地の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域</p> <p>袖一七 袖ヶ浦市高谷及び三箇の区域のうち、次の図面に示す区域から災害危険区域等を除いた区域</p>	<p>二 都市計画事業の種類及び名称 袖ヶ浦市計画下水道事業袖ヶ浦市第一号公共下水道 事業施行期間 昭和四十九年十一月二十二日から令和七年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び君津土木事務所並びに袖ヶ浦市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 「災害危険区域等」とは、次に掲げる区域等をいう。</p> <p>イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十九条第一項に規定する災害危険区域</p> <p>ロ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項に規定する地すべり防止区域</p> <p>ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域</p> <p>ホ 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域</p> <p>ヘ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域</p> <p>ト 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第六項第一号ロに掲げる農地又は同法第五条第二項第一号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地に該当する土地の区域</p> <p>チ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項並びに第二十五条の二第一項及び第二項に規定する保安林</p> <p>千葉県告示第百六十五号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和六年三月十五日</p> <p>一 施行者の名称 袖ヶ浦市</p>	<p>選挙管理委員会告示</p> <p>千葉県選挙管理委員会告示第五号 令和五年十月三十日付けをもって柏市山境秀文から提出のあった同年八月六日執行の柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、別冊のとおり裁決した。 令和六年三月十五日 千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹</p> <p>千葉県選挙管理委員会告示第六号 令和五年十一月一日付けをもって柏市秋本かすみほか二名から提出のあった同年八月六日執行の柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、別冊のとおり裁決した。 令和六年三月十五日 千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹</p> <p>千葉県選挙管理委員会告示第七号 令和五年十一月二日付けをもって柏市矢澤英雄から提出のあった同年八月六日執行の柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、別冊のとおり裁決した。 令和六年三月十五日 千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹</p> <p>公安委員会告示 千葉県公安委員会告示第九号 警備業法(昭和四十七年法律第一一七号)第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 令和六年三月十五日 千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利</p>

<p>令和6年3月15日(金曜日)</p> <p>1 検定に係る警備業務の種別及び級 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務 1級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 (1) 学科試験 令和6年6月18日（火曜日）午前10時から午後1時まで (2) 実技試験 令和6年7月27日（土曜日）午前9時から午後1時まで</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 (1) 学科試験 千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階 (2) 実技試験 千葉市美浜区浜田二丁目1番 千葉運転免許センター</p> <p>4 受検定員及び受検資格 (1) 受検定員 10人 (2) 受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの ア 規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る警備業法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの イ 千葉県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>5 受検申込手続等 (1) 受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受検申込票受付期間等 令和6年5月7日（火曜日）から10日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで</p>	<p>(2) 受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。</p> <p>(3) 検定申請手続等 ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 検定申請受付期間等 令和6年5月27日（月曜日）から31日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 (ア) 住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面） (イ) 4 (2) アに該当する者は、合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 (ウ) 4 (2) イに該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し (エ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） (4) 検定手数料等 ア 検定手数料 16,000円 イ 納入方法 検定申請書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。</p> <p>6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110</p> <p>千葉県公安委員会告示第10号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 令和6年3月15日 千葉県公安委員長 佐久間 英 利</p> <p>1 検定に係る警備業務の種別及び級</p>
---	--

<p>警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。）第 1 条第 2 号に規定する施設警備業務 2 級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日</p> <p>(1) 学科試験 令和 6 年 6 月 18 日（火曜日）午前 10 時から午後 1 時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和 6 年 7 月 27 日（土曜日）午後 1 時 30 分から午後 5 時まで なお、学科試験の合格者数により、令和 6 年 8 月 3 日（土曜日）午前 9 時から午後 5 時までとすることがある。</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所</p> <p>(1) 学科試験 千葉県中央区新田町 4 番 2 2 号 サンプライト 7 階</p> <p>(2) 実技試験 千葉市美浜区浜田二丁目 1 番 千葉運転免許センター</p> <p>4 受検定員及び受検資格</p> <p>(1) 受検定員 20 人</p> <p>(2) 受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検申込手続等</p> <p>(1) 受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受検申込票受付期間等 令和 6 年 5 月 7 日（火曜日）から 10 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで</p> <p>(2) 受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。</p> <p>(3) 検定申請手続等</p>	<p>ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第 1 号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 検定申請受付期間等 令和 6 年 5 月 27 日（月曜日）から 31 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで ウ 添付書類 （ア）住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面） （イ）写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） （4）検定手数料等 ア 検定手数料 16,000 円 イ 納入方法 検定申請書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。</p> <p>6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 043（201）0110</p> <p>千葉県公安委員会告示第 11 号 警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条に規定する審査を次のとおり実施する。 令和 6 年 3 月 15 日</p> <p>千葉県公安委員長 佐久間 英 利</p> <p>1 審査に係る警備業務の種類及び級</p> <p>(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。）第 1 条第 1 号に規定する空港保安警備業務 1 級</p> <p>(2) 規則第 1 条第 1 号に規定する空港保安警備業務 2 級</p> <p>(3) 規則第 1 条第 2 号に規定する施設警備業務 1 級</p> <p>(4) 規則第 1 条第 2 号に規定する施設警備業務 2 級</p> <p>(5) 規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務 1 級</p> <p>(6) 規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務 2 級</p> <p>(7) 規則第 1 条第 5 号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級</p>
---	---

<p>(日) 令和6年3月15日</p> <p>(8) 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級</p> <p>(9) 規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 1級</p> <p>(10) 規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>2 審査に係る学科試験及び実技試験の実施期日 令和6年6月18日(火曜日) 午後1時30分から午後5時まで</p> <p>3 審査に係る学科試験及び実技試験の実施場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンライスト7階</p> <p>4 審査対象者及び審査定員</p> <p>(1) 1(1)の審査対象者及び審査定員</p> <p>規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 10人</p> <p>(2) 1(2)の審査対象者及び審査定員</p> <p>旧規則第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人</p> <p>(3) 1(3)の審査対象者及び審査定員</p> <p>旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 10人</p> <p>(4) 1(4)の審査対象者及び審査定員</p> <p>旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人</p> <p>(5) 1(5)の審査対象者及び審査定員</p> <p>旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 10人</p> <p>(6) 1(6)の審査対象者及び審査定員</p> <p>旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人</p> <p>(7) 1(7)の審査対象者及び審査定員</p> <p>旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 10人</p> <p>(8) 1(8)の審査対象者及び審査定員</p> <p>旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人</p> <p>(9) 1(9)の審査対象者及び審査定員</p>	<p>旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 10人</p> <p>(10) 1(10)の審査対象者及び審査定員</p> <p>旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人</p> <p>5 審査申込手続等</p> <p>(1) 審査を受ける資格</p> <p>ア 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>イ ア以外の者で千葉県公安委員会が交付した旧規則第8条の合格証を有するもの</p> <p>(2) 審査申込手続</p> <p>ア 申込方法</p> <p>審査を希望する者(以下「審査希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの審査申込票に必要事項を記入し、(1)アに該当する者にあつては住所地(審査希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、(1)イに該当する者にあつては千葉県内のいずれかの警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 審査申込票受付期間等 令和6年5月7日(火曜日)から10日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(3) 審査申請者決定通知</p> <p>審査申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が審査の申請をできる者(以下「審査申請者」という。)を決定し、審査申込票を受理した警察署を経由して審査申請者決定通知を行う。</p> <p>なお、審査希望者が審査定員を超過した場合は、抽選により審査申請者を決定する。</p> <p>(4) 審査申請手続等</p> <p>ア 審査申請手続</p> <p>審査申請者として決定された者は、審査申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに審査申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 審査申請受付期間等 令和6年5月27日(月曜日)から31日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 住所地を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営</p>
--	--

業所に属することを疎明する書面)

- (イ) 旧規則第8条の合格証の写し
- (ウ) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(5) 審査手数料等

ア 審査手数料

4,700円

イ 納入方法

審査申請書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。

なお、既納の審査手数料は、還付しない。

6 問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

公 告

宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により公告する。

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 商号 翔栄建設株式会社
- 二 事務所の所在地 千葉市中央区新宿二丁目一六番二三号
- 三 代表者の氏名 橋本修造
- 四 免許番号 千葉県知事(一)第一八二二二号
- 五 免許年月日 令和四年八月三十日

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量(基準点復旧)
- 三 作業期間 令和五年九月一日から十一月三十日まで
- 四 作業地域 千葉市花見川区幕張町五丁目

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉県
- 二 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 三 作業期間 令和五年八月十六日から令和六年二月二十九日まで
- 四 作業地域 千葉市若葉区小倉町及び若松町並びに佐倉市飯塚、岩富、岩富町、内田、大篠塚、木野子、小篠塚、神門、坂戸、七曲、西御門、馬渡及び宮内並びに四街道市上野、小名木、中台、南波佐間、吉岡及び和田並びに八街市砂、岡田、沖、上砂、小谷流、根古谷及び八街い

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 作業期間 令和五年十月一日から令和六年三月二十二日まで
- 四 作業地域 千葉市若葉区佐和町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
- 二 作業種類 公共測量(航空レーザ計測)
- 三 作業期間 令和五年十一月一日から令和六年三月十八日まで
- 四 作業地域 市川市、松戸市、野田市、柏市及び流山市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和六年三月十五日

一 測量計画機関 松戸市
千葉県知事 熊谷 俊人

二 作業種類 公共測量(基準点復旧)

三 作業期間 令和五年九月二十八日から十二月二十七日まで

四 作業地域 松戸市二十世紀が丘中松町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和六年三月十五日

一 測量計画機関 佐倉市
千葉県知事 熊谷 俊人

二 作業種類 公共測量(数値図化 レベル二千五百)

三 作業期間 令和五年八月二十九日から令和六年三月二十五日まで

四 作業地域 佐倉市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和六年三月十五日

一 測量計画機関 旭市
千葉県知事 熊谷 俊人

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 令和五年九月十五日から令和六年三月十九日まで

四 作業地域 旭市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和六年三月十五日

一 測量計画機関 習志野市
千葉県知事 熊谷 俊人

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 令和五年八月四日から令和六年三月二十五日まで

四 作業地域 習志野市全域

都市計画汚物処理場の関係図書の縦覧

令和六年三月十五日市原市の変更に係る市原都市計画汚物処理場の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
令和六年三月十五日
千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和六年三月十五日千葉市の決定に係る千葉都市計画地区計画兼取インターチェンジ周辺地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
令和六年三月十五日
千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画公園の関係図書の縦覧

令和六年三月十五日館山市の変更に係る館山都市計画公園の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。
令和六年三月十五日
千葉県知事 熊谷 俊人

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
落札者等の公平
次のとおり落札者等について公告する。
令和六年三月十五日
千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】
①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の所在地

<p>氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県総合スポーツセンター体育館建築工事実施設計 ②千葉県県土整備部営繕課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和6年1月19日 ④株式会社IINA新建築研究所 東京都文京区白山三丁目1番8号 ⑤2336,500,000円 ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号</p>	
---	--

購読料

本号 (別冊を含む。)

一部

五〇八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八